

1. 概ね 3 兆円規模の税源移譲を目指す。
2. 概ね 3 兆円規模の税源移譲のうち、その 8 割方について次のとおりとする。

・義務教育費国庫負担金 (暫定)	8,500 億円程度
(平成 17 年度分 (暫定))	4,250 億円)
・国民健康保険	7,000 億円程度
・文教 (義務教育費国庫負担金を除く)	170 億円程度
・社会保障 (国民健康保険を除く)	850 億円程度
・農水省	250 億円程度
・経産省	100 億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640 億円程度
・総務省、環境省	90 億円程度
平成 16 年度分	6,560 億円程度

税源移譲額 合計	24,160 億円程度
----------	-------------

3. 平成 17 年中に、以下について検討を行い、結論を得る。
 - (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
 - (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
 - (3) その他

(注)

- ① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成 17 年秋までに結論を得て、平成 18 年度から実施する。
- ② 公立文教施設費の取扱いについては、義務教育のあり方等について平成 17 年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

平成 17 年度及び平成 18 年度に行う 3 兆円規模の国庫補助負担金改革の工程表

	取組み状況	概 要
内閣本府	10 億円程度	生活情報体制整備等交付金、交通事故相談所交付金、民間資金等活用事業調査費補助金 等
総務省	90 億円程度	消防防災設備整備費補助金（緊急消防援助隊関係設備分を除く）、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金、情報通信システム整備促進費補助金 等
文部科学省	義務教育費国庫負担金 8,500 億円程度の減額（暫定） （うち 17 年度分（暫定）4,250 億円）	減額相当分は税源移譲予定特例交付金（教職員給与費を基本に配分）により措置
	その他の国庫補助負担金等 230 億円程度	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、教員研修事業費等補助金、高等学校等奨学事業費補助金、学校教育設備整備費等補助金 等
厚生労働省	9,340 億円程度	国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、児童保護費等補助金（産休代替保育士費等補助金等）、在宅福祉事業費補助金（生活支援ハウス等）、社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金 等
農林水産省	3,040 億円程度	経営体育成基盤整備事業費補助、治山事業費補助、農道整備事業費補助、水土保全林整備治山事業費補助、協同農業普及事業交付金、農業委員会交付金 等
経済産業省	180 億円程度	小規模企業等活性化補助金、中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、産業再配置促進環境整備費補助金、輸入関連事業者集積促進事業費補助金 等
国土交通省	6,460 億円程度	公営住宅家賃対策等補助（公営住宅家賃収入補助）、住宅産業構造改革等推進補助金、土地利用転換計画策定等補助金、土地分類調査費等補助金、特定賃貸住宅建設融資利子補給補助 等
環境省	530 億円程度	環境監視調査等補助金、鳥獣等保護事業費補助金、廃棄物処理施設整備費補助 等
合計	28,380 億円程度	

（注） 28,380 億円のうち 17,700 億円は税源移譲につながる改革

4,700 億円はスリム化の改革

6,000 億円は交付金化の改革

国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

NO.	省庁名	事 例	各 府 省 の 対 応
1	厚生労働省	木造による社会福祉施設の整備が困難。	構造改革特区において入居者の安全が確保されている場合に容認している。
2	厚生労働省	幼稚園、保育所の施設設置基準が異なり、保育所は調理室をもうけることが義務づけられている。公立保育所についても基準の見直しがされていない。	構造改革特区において公立保育所の外部給食搬入を容認している。
3	農林水産省	中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設では直売施設等が認められていない。	地域再生計画の申請があり、認定基準を満たす場合、活性化施設を直売施設などに転用することを認める。
4	財務省	国庫補助事業で整備した施設の目的外使用の場合、補助金を返還しなければならぬため、ボランティア団体への貸出しができない。	合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより補助目的外に転用できる。なお、地域再生プログラムで認定を受ければ転用は可能。
5	経済産業省 環境省	廃棄家電の引取等に関する監督業務について地方公共団体は権限を有していない。	現行制度でも対応可能であるが、効果的運用等について真摯に検討する。
6	国土交通省	福祉のまちづくりでの地方の総合行政に際して、バリアフリー法による国の基準、審査、命令が障害となっている。	基準、審査の廃止、地方への権限移譲は困難だが、市町村のバリアフリー化の基本構想の作成を支援する。
7	厚生労働省	個別的労使紛争の解決が国の事務とされ、地方と競合している。	複数の機関がそれぞれの性格に合った機能を持ち、当事者が選択できるシステムとしている。
8	農林水産省	持続性の高い農業生産方式の導入に際して、地方の特性を生かすことができない。	持続性の高い農業生産方式の範囲(同方式を構成する技術)について、都道府県の要望を踏まえた拡充を行う。
9	国土交通省 農林水産省	海岸保全施設の整備が一体的にできない。	平成17年度から、大臣間協議等の活用による一体的な整備を推進する。
10	経済産業省	商工会議所の定款(役員及び部会部分)変更の認可権限が国と都道府県に分かれている。	地方からの提案の詳細、具体的なニーズ等を確認した上で、真摯に検討する。

(注) 地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」(別表3)について、各府省から提出された検討結果等をまとめたものである。

国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

NO.	省庁名	事例	各府省の対応
11	農林水産省	大規模な農地転用について国の許可、協議が必要。	農地制度改革の中で検討していく。
12	環境省	国立公園内の新たな遊歩道整備に係る計画変更が困難。	すでに規制は廃止されている。
13	国土交通省	新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地の処分に関して、国交大臣との協議が必要だが、時間がかかり、迅速な処分が困難。	協議に係る都道府県等の負担軽減を図ることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
14	国土交通省	新住宅市街地開発法に係る土地利用計画の一部変更に時間を要し、迅速な処分が困難。	土地利用計画の柔軟な見直しを容易にすることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
15	国土交通省	新住宅市街地開発法に係る小規模宅地処分が困難。	民間事業者を積極的に活用することにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
16	農林水産省	松くい虫の防除作業のための区域指定の協議に時間がかかる。	平成16年中に、協議期間を従来の30日から15日に短縮する。
17	厚生労働省	認可保育所の入所要件が障害となっている。	条例の定め等によって現行制度でも対応可能である。
18	国土交通省 農林水産省 環境省	地方公共団体の各種基本計画にかかる国の関与が障害となっている。	必要な措置であり廃止困難であるが、必要に応じて、協議時間の短縮化、地方公共団体の負担軽減のための措置を検討する。(国土交通省、農林水産省、環境省)
19	厚生労働省	職業能力開発校の設置が義務づけられており、利用者が少なくなっても廃校できない。	職業訓練の機会が十分確保されないおそれがあり、廃止できない。
20	各府省	国から地方公共団体への資料提出要求が後を絶たず、地方の過大な負担になっている。	各府省において、地方の指摘を踏まえ、地方公共団体の過重な負担にならないよう適切に運用すべき。(総務省)

地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等

地方公共団体向け補助金等（以下「補助金等」という。）の執行については、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、これまでも各般の措置がとられてきているが、現状においてもなお不十分であるとの地方の声を国として真摯に受け止め、そのニーズを踏まえた抜本的な改善を図るために、以下の措置を講ずるものとする。

- 補助金等の交付決定については、年度後半とりわけ年度末近くに行われている補助金等が少なくない現状に鑑み、できる限り第1四半期に行うように努め、遅くとも原則上半期に行う。

また、補助金等の交付についても、概算払い等を可能な限り活用し、上記の趣旨を踏まえ、地方公共団体の円滑な事業執行に資するよう早期に行う。

- 地方向け補助金等の交付申請手続きについては、事前手続きも含め、一層簡素化することとし、各省各庁において地方の要望を聴取し、各大臣が責任を持って具体的改善を図る。
- なお、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減のみならず、自主性の尊重の観点からも、できる限り地方の裁量権を確保できる仕組みとなるような交付金化等を図る。

これらは、地方のみならず、国の行政効率化にも著しく資することを踏まえ、その実現のため、各大臣は自らリーダーシップをとって改革に取り組み、実施状況を官房長官に報告することとする。

地方6団体提案に対する厚生労働省意見の概要 (平成16年10月28日提出)

1 提案全体に対する意見

[地方6団体提案]

廃止対象補助負担金(厚生労働省所管分)	約9,444億円
(うち)特別会計事業	約477億円
施設整備費	約1,576億円
事業費・運営費	約7,391億円

[厚生労働省意見]

地方6団体の提案には、介護保険、老人医療、国民健康保険、生活保護等の負担金に関しては具体案を示さないという基本的問題がある一方、少子化対策等に係る補助負担金と裁量的補助金の全般が廃止することとされており、提案を実施した場合、国民の安心と安全を守るべき社会保障について、一定水準のサービスをどの地域においても格差なく保障するという国の責任が果たせなくなるなど、様々な問題がある。

社会保障分野においては、地域において実施する事業については国と地方が協力・分担して実施するとの考え方の下で、個別の事務事業ごとに費用負担の在り方が検討され、歴史的・沿革的に、基本的には地方の負担による事務事業の実施に対して国が一部を補助負担することを基本として適用されてきた(地方財政法第10条、第10条の2)。その上で、地方へ同化・定着したものについては、補助負担金の廃止を行うなど、一定のルールの下で具体的な負担関係の見直しが行われてきたところである。

したがって、今回の補助負担金の見直しに当たっても、こうした考え方に立ち、そのときどきの事務事業の同化・定着の度合、国として当該行政に係る関与の度合いやその実施を確保しようとする関心の強さ、地方の住民に与える利益の程度、国及び地方の財政状況等を総合的に勘案して判断することが基本であることから、現時点においてこれらを勘案し、以下の基準により、補助負担金について全体として整理し、提案することとした。

- ① 既に地方自治体の事務として同化・定着しており、現時点及び将来において、全国的に一定の水準が保障されると考えられるものについては、国の補助負担は廃止する。
- ② 全国的に一定の水準のサービスが確保されつつある一方、国民の自立やこのための予防といった国全体の今後のあり方からみて過大なサービスがあるなど地方ごとの実施状況にひずみが生じており、今後地方自治体に対して更に大きな役割を期待すべきものについては、地方自治体の権限、役割等を拡大するとともに、財政的にも相応の責任を負っていただく。
- ③ 急速な少子高齢化に対応するサービスなど、未だ地方自治体の事務として定着しているとはいえ、今後国がより積極的に関与して全国的に一定の水準のサービスを急速かつ適切に整備しなければならないものについては、地方の自主性に最大限の配慮を払いつつ、基本的に現行の補助負担金を維持する。

なお、事業主拠出金などを財源とする特別会計事業及び公債を財源とする施設整備関係補助金は、税源移譲の対象として不適當であることにも留意すべきである。

2 具体的な補助負担金の整理

(1) 地方の事務として、既に同化・定着しているもの

既に地方自治体の事務として同化・定着していると認められる補助負担金については、今回の地方6団体の提案を踏まえ、廃止・移譲する方向で検討する。

〔税源移譲対象額〕 約600億円程度（精査中）

- (2) 全国的に一定の水準のサービスが確保されつつある一方、過大なサービスがあるなど地方ごとの実施状況にひずみが生じており、今後地方自治体に対して更に大きな役割を期待すべきもの

社会保障制度の今後の在り方を踏まえ、また、地方の役割を強化することで一層的確な運営が図られ得るものとして、以下の制度について、適切な税源移譲の下で、今後のあり方として、サービスを受ける国民の「自立」あるいは、このための「予防」をキーワードに、国と地方が協力し連携していく中で地方の権限の拡大を行うこととし、併せて負担関係の見直しを行う。

① 国民健康保険制度

国民健康保険制度においては、制度の安定的な運営を図るため、保険運営の広域化を通じた保険財政の安定化と医療費の適正化を進めることが必要である。

医療費適正化に当たっては、医療費に地域格差がある中で、都道府県が作成する医療計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画を通じた都道府県を中心とする総合的な取組が必要であり、また、保険運営の広域化に当たっては、保険者と都道府県が連携し、医療費の地域差を縮小し、保険料の平準化を進めることが必要である。

このため、

ア 医療計画においては、

- 疾患や医療機能ごとに定められた指標に基づく具体的数値目標（地域の疾病構造の特徴、住民ニーズを踏まえた目標値等）を設定するとともに、
 - 政策評価を通じて絶えず効率的な医療提供体制が構築されるよう見直す
 - また、患者・住民のQOL向上の観点から、医療機能の分化・連携や在宅療養を推進する内容に見直す
- ことを通じて、急性期から回復期、在宅療養へという流れを確立して医療の効率化を図る。

イ 健康増進計画においては、

- 国が生活習慣病対策についての基本方針を示すとともに、重点的に取り組むべき対象疾病や具体的な目標・手法等を提示し、

○ 都道府県がこの目標を実現するための方策を健康増進計画に規定し、

○ この計画の下、医療保険者と市町村等とが連携して健診及び事後指導等に取り組む

ことにより、都道府県が中心となって生活習慣病予防対策を進める体制を整備する。

ウ 介護保険事業支援計画においては、

○ 医療計画と連携して、退院後の自宅療養及び自宅以外の多様な住まいにおける療養を支える受け皿に係る計画を策定し、地域における介護・福祉サービス基盤整備を推進する。

こととしており、これらの改革によって保健医療分野における都道府県の責任の明確化及び役割の強化を行うとともに、財政面からの支援として、都道府県の自主性に最大限の配慮を払いつつ、分野ごとの大括りな交付金・統合補助金（後述）を創設することとする。

このように全体として保健医療分野における都道府県の役割の強化を行う中で、国民健康保険制度においても都道府県に国民健康保険事業における財政調整権限を付与し、地域の実情に応じた保険運営を目指すとともに、財政的にも地方自治体に相応の責任を果たしていただくこととし、地方の必要とする財源が確保されることを前提に、国民健康保険法の改正により、負担関係の見直しを行うこととする。

〔税源移譲対象額〕（精査中）

都道府県負担割合	5%の場合
	約3,100～3,500億円
〃	10%の場合
	約6,300～6,900億円

② 生活保護制度

生活保護制度においては、従来の経済的な給付に加え、地方自治体が被保護世帯の実情に応じた自立・就労支援を実施する制度へ転換していくことが必要。

したがって、新たに「自立支援プログラム」を導入し、国があらかじめ示すきめ細かな指針の下で地方自治体はその自主性・独自性を生かして自立・就労支援メニューを整備するとともに、被保護者に対し

てそれぞれの状況に応じたプログラムへの参加を指導することにより、その自立・就労を支援することとする。なお、被保護者がプログラムへの参加を拒否する場合等には、地方自治体の判断で保護の停廃止等を実施できることとする。

また、併せて、生活保護に係る事務について、アウトソーシングの推進や事務実施に係る裁量の拡大を行う。

これに伴って、財政的にも地方自治体に相応の責任を果たしていただくこととし、地方の必要とする財源が確保されることを前提に、生活保護法の改正により、負担関係の見直しを行うこととする。

〔税源移譲対象額〕

国負担割合 2 / 3 の場合	約 1, 9 0 0 億円
〃 1 / 2 の場合	約 5, 7 0 0 億円

③ 児童扶養手当制度

生活保護制度と同様の改革を行う。

〔税源移譲対象額〕

国負担割合 2 / 3 の場合	約 3 4 0 億円
〃 1 / 2 の場合	約 1, 0 0 0 億円

(3) 未だ地方自治体の事務として定着しているとはいえ、今後国がより積極的に関与して全国的に一定の水準のサービスを急速かつ適切に整備しなければならないもの

① 地方自治体の自主性・裁量性を更に発揮していただくため、大幅な改革を行うことが相応しいもの

未だ地方自治体の事務として定着しているとはいえ、今後更に国が積極的に関与して推進する必要がある事業のうち、地方自治体の自主性・裁量性を更に発揮していただくことが相応しいものについては、今回の提案の趣旨に鑑み、大幅な改革を行うこととする。

具体的には、従来の細分化された補助金・負担金を、分野ごとの大括りな統合補助金・交付金へと再編・統合する（名称は全て仮称）。

- 社会福祉 : セーフティネット支援対策事業（統合補助金）
- 医療・保健衛生 : 保健医療提供体制整備交付金
保健医療提供体制推進事業（統合補助金）
- 障害者施策 : 障害者地域生活支援事業（統合補助金又は交付金）
- 高齢者施策 : 地域介護・福祉空間整備等交付金
介護保険地域支援事業交付金
- 児童福祉 : 次世代育成支援対策交付金
児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）
母子家庭等対策総合支援事業（統合補助金）
母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）

② 従来通りの補助負担金体系でなければ施策が実施できないもの

上記以外の補助負担金については、従来通りの体系による必要があることから、引き続き、継続して実施していく。

- 児童保護費等負担金
（民間保育所の運営費、養護施設・乳児院等の運営費等）
- 障害児施設等の運営費
- SARS対策等の感染症対策

等